

自己紹介

米村 幸太郎



米村といいます。2023年の4月に着任しました。「法哲学」という分野を専攻しています。研究者になってそれなりに年月が経過しましたが、自分の専攻のことを、簡潔かつ要領よく説明するのは未だに苦手です。だいたい、「法哲学」という名前がよくないですね。そもそも何をするのかすら、見当がつきにくいことは否めません。「法理学」という別の名前もあるのですが、そっちの響きも、負けず劣らずといったところでしょう。

加えて、「百人いれば百の法哲学がある」と言われるくらい、法哲学の研究者が持っている問題関心や議論の仕方は多様です。しかも、法哲学はどうあるべきかについても、法哲学者の中で議論があったりします。結果、法哲学が一般にどういう営みなのか、説明するのは益々難しい、ということになってしまいます。そういう次第なので、法哲学について偏りのない説明をするのは諦め、私が法哲学をどういうものだと考えているかを、やや散らかった形ではありますが、お話ししたいと思います。

法にかかわる「大きな問い」を扱うのが法哲学だ

法哲学とは何か？端的に言うと、法に関係する「大きな問い」、ビッグ・クエスチョンを哲学の道具立てを使って答えようとするのが、法哲学だと私は考えています。ここで私が「大きな問い」と呼んでいるのは、個別の条文解釈や判例、法分野を超えて立ち現れる、いわば法一般に関わる問い、しかも抽象度が高くて簡単には答えが出ない、場合によってはどう考えていいかもよく分からなかったり、問いを言葉にすること自体が難しい、そんな問題群のことです。たとえば、「法とは何か？」、「法に従う義務はあるのか？」、「法の解釈に客観的な答えはあるのか？」、「何が正義にならなかった法なのか？」等々が、法哲学が答えようとしてきた「大きな問い」の例です。法哲学者とは、そうした大きな問いが気になってしまった人間たちの集まりと言えるでしょう。

急いで付け加える必要がありますが、法哲学を法に関わる「大きな問い」に取り組むものとして特徴付けるからといって、実定法学を含む他の分野の諸問題が小さくて重要でない問題だと考えているわけではありません。問いの大きさと重要性は別の問題です。大きな問いでないからと言って重要でないことにはなりませんし、逆に大きな問いだからといって、重要であるわけではありません。人生についてもそうでしょう。「幸福とは何か」は人の生に関わる（そして法にも関わる）大きな問いのひとつですが、それよりも限定的な、たとえばガクチカに何を書くかといった問いの方が、人生の局面によっては重要かもしれません。

また、法に関する「大きな問い」に関心を持つのは、狭義の法哲学者だけだと言っているわけでもありません。実際、実定法学者や実務家の中にも、先に挙げた問題群に鋭敏な関心と知識を持つ方は大勢いますし、実定法学と法哲学の両方をフィールドとするすぐれた研究者もいま

す。狭義の法哲学者はたしかに法に関する「大きな問い」を生息地としていますが、そこに閉ざされた国境があるわけではありません。「大きな問い」に関心を持つ人ならば誰でも（実定法学者でも他の哲学者でも）、そこを訪れることができますし、実際そうした往来が、このフィールドを発展させてきたのだと言えるでしょう。

法哲学は特別な営みではない

ともあれ法哲学は、こうした「大きな問い」に哲学の道具立てを用いて答えようとするものです。ここで哲学固有の方法のようなものを提示できればいいのですが、私の理解するところでは、哲学に明確に方法と言えるものがあるとすれば、それは「自分の主張をできるだけ明晰な言葉にし、それができるだけ説得力のある形で正当化できるように努めること」くらいだと思われます。「それって当たり前のことで、他の学問も、普段の思考も一緒じゃん」ですって？その通りです。（法）哲学はとくに特別な、秘教的な営みでは全くありません。むしろ、わたしたちの日常的な思考の自然な延長上に存在しているものなのです。

したがって、「哲学」という名前のイメージだけで法哲学を敬遠してほしくはないと私は思っています。法哲学は、少なくとも始める分には、具体的な条文や判例の学習を前提条件にしない分だけ、敷居の低い科目です。気軽に手を出してみただけであればと思います。

法哲学は孤独な営みではない

哲学の進め方には何も特別なものはない、と言いました。とはいえ、手がかりになるものはあります。それは、先述した「大きな問い」につ

いて、他の人が行った議論です。人によっては、「哲学」という語から、孤独の中で思索に沈潜するようなイメージを連想するかもしれませんが。間違いではありませんが、それは事の半分でしかありません。法哲学者の作業の多くは、実際には他の人の議論を理解し、批判的に吟味することから成っています。これも他の学問分野と変わりはありません。むしろ、観察対象となる自然現象や条文・判例のような拠り所を持たない分、法哲学は、自分の考察の土台や、妥当性の確保のために、他者の議論を切実に必要とします。だから（法）哲学者は対話や論争を重視していますし、論争が重要な学問的進展を生むこともあります。たとえば、法概念論についての現代の議論は、ハートとフラーの間の論争や、ハートとドゥオーキンの間の論争抜きには語れません。

したがって、法哲学においては、他人の議論を丁寧に理解し、しかし付度なくその誤りを批判し、一方で自分の議論に対する批判とも誠実に向き合う etc. といった姿勢が重要になってきます（決して自分がそうできていると言っているわけではありません）。この点で、法哲学にとって有用なのは、ある種のコミュニケーション能力だと言えるかもしれません。それは巷で喧伝されるような「コミユ力」とはやや異なっているかもしれませんが、重要な力であると思います。そういう力を涵養するのに、法哲学が役に立つ！とまでいうと誇大広告になってしまう気がしますが…。

法哲学は何の役にたつのか？

「法哲学って何ですか？」の次にだいたいくる質問は、「法哲学は、何の役に立つんですか？」というものです。場合によっては、「役に立たないんじゃないですか？」というニュアンスが込められているときもあ

ります。

たしかに、法哲学が「悪法にも従うべきか」とか「法とは何か」という「大きな問い」に答えようとする営みであるとする、それは大抵の場合、実社会の重要な法的政治的問題の解決や実定法学内部で問題になっている事柄に貢献する可能性はそんなにないと言うべきでしょう（皆無とは言えないでしょう）。ある問いへの回答が、射程も広がりも抽象性も異なる別な問題の解決に、有益な貢献を常にしてくれるという期待をする方がむしろ非現実的ではないでしょうか。

この点で、「法哲学は法学の基礎だ」という言い方はちょっとミスリーディングかなと私は思っています。たしかに法哲学は、法社会学や外国法、法制史などと並んで、「基礎法学」に分類されます。しかし、学習参考書の「基礎編」と「応用編」とか、建築物の基礎と上物のような意味では、法哲学は基礎的ではありません。参考書では基礎をやらないと応用問題を解くことはできませんし、基礎工事に手抜きがあれば欠陥住宅ができてしまいます。しかし、法哲学が関わる「大きな問い」の殆どは、実定法学にとって先決問題ではないですし、これを解決したり学習しないと次に進めなかったり、問題を解くことができないわけではありません。法哲学を履修しなくても卒業はできますし、法曹にだってなれるでしょう。

ですが、第1に、法哲学が関わる「大きな問い」は、別な何かの問題解決に役立たなくても、時に人々の頭をよぎり、ゆさぶり、捉えます。法の執行や立法に関わるひとだけでなく、法を学んだり法にしたがったりする全てのひとたちが、これらの問いに気を取られてしまう可能性を秘めています。それはちょうど、「幸福とは?」「生きる意味とは?」といった、人生についての大きな問いが、目下の形而下の事柄を左右しない場合にも、人の頭に浮かんでしまい得るのと同様です。そうした問い

を全く気にせずに、一生「役に立つ」事柄に関心を限定できると思っているとしたら、それは人間の非合理性を過小評価している、と私は思います。したがって、「法哲学は法哲学が答えようとしている大きな問題群に取り組むことに貢献できるし、それで十分に意義がある。なぜならばそれらはそれ自体としてわたしたちを悩ませてしまう問題だから」というのが、「法哲学は何の役に立つのか」への私の第1の暫定的回答になります。

第2に、世の中には一定数、茫漠とした「大きな問い」にしか興味を惹かれないタイプのひとがいます。そのタイプのひとにとっては、実定法学や政治学に関心を持つ契機として法哲学は役に立つかもしれません。このように言えるのは、まさに私がそうだからです。元々、私は文学部に行こうと思っていました。浪人して成績が上がったので、軽はずみに法学部に入ってしまったが、法や政治には全く興味が持てず、「法学部、向いてなかったな…」とだいぶ落ち込みました。そんな中で、「正義とは何か？」のような法哲学の問いは、私にとってはかろうじて興味が持てるものであり、法哲学の諸理論を学んでいく中で、翻ってその理論が適用される対象である現実社会のありようにも、徐々に関心を持てるようになっていきました。少なくとも私にとっては、曲がりなりにも、法や政治のあり方、社会秩序が考えるべき対象だと思えるようになったのは、法哲学を勉強してからなのです。

以上、法哲学についての私の見方を説明させていただきました。大きな問いに気を取られたことのある人もない人も、あるいはそれにしか興味が持てない人も、教室でお会いできるのを楽しみにしています。